

八代市議会 3 月定例会議案

（令和 7 年 2 月 2 1 日招集）

（その 2）

目 次

議案第 39 号 契約の締結について

議案第 40 号 八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 41 号 八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

契約の締結について

本市は、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

記

- 1 契約の目的 (仮称) 八代市新南部学校給食センター施設整備事業
 - 2 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
 - 3 工事場所 八代市中北町字北牟田 3078 番 1 外
 - 4 契約金額 3,699,300,000 円
 - 5 契約の相手方 松島建設グループ
代表企業 八代市宮地町 2088 番地
株式会社松島建設
代表取締役 松嶋 進治
- (1) 建設
松島建設・松本建設・ユタカ建設特定建設工事
共同企業体
代表者 八代市宮地町 2088 番地
株式会社松島建設
代表取締役 松嶋 進治
- (2) 設計
楠山設計・葵設計共同企業体
代表者 福岡市博多区博多駅前 2 丁目 17 番 2
5 号
株式会社楠山設計 九州支社
支社長 久寿米木 健司
- (3) 調理設備
熊本市東区錦ヶ丘 9 番 26 号
株式会社中西製作所 熊本営業所
所長 福田 広

令和 7 年 3 月 1 0 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が工事の請負に係る予定価格が1億5,000万円以上の契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八代市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 1 0 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため所要の措置を講ずるに当たり、条例の改正が必要である。

八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年八代市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」を「定める者（第18条第1項において「配偶者等」という。）」に改める。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 八代市職員の育児休業等に関する条例（平成17年八代市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、

公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 1 0 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等に係る損害補償の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について条例の改正が必要である。

八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八代市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年八代市条例第２７３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１万４，２００円」を「１万４，５００円」に改め、同条第３項中「第１号又は第３号から第６号までのいずれか」を「第１号」に、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「間（以下この項において「特定期間」という。）」を「間」に、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表団長及び副団長の項中「１２，５００」を「１２，９００」に、「１３，３５０」を「１３，７００」に、「１４，２００」を「１４，５００」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「１０，８００」を「１１，３００」に、「１１，６５０」を「１２，１００」に、「１２，５００」を「１２，９００」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「９，１００」を「９，７００」に、「９，９５０」を「１０，５００」に、「１０，８００」を「１１，３００」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の八代市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた八代市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

